

給付と負担の在り方に関する意見の整理 (参考資料)

給付水準維持方式及び保険料固定方式に関する主な試算結果

実績準拠方式（名目年金額下限型）（注1）	給付総額（給付現価）の調整割合（注3）	給付水準調整期間（終了年度）（注4）	所得代替率（注5）	給付水準調整割合（注6）	夫婦2人の基礎年金額（2050年）（注7）	モデル年金額（片働き世帯）（2050年）（注7）
現行	—	—	59%	—	13.4	23.8
給付水準維持方式（基準ケース）（注2）	—	—	59%	—	20.0	35.2
保険料固定方式（基準ケース）（注2）	9%	2032	52%	12%	17.6	31.0
人口高位推計	3%	2020	57%	4%	19.2	33.9
人口低位推計	15%	2040	45%	23%	15.3	27.1
国庫負担割合 1/3	16%	2043	45%	24%	15.2	26.8
厚年の最終保険料率 18%	15%	2043	45%	24%	15.2	26.9
保険料引上げの前倒し	8%	2031	53%	11%	17.8	31.4
保険料引上げの後倒し	10%	2033	51%	13%	17.3	30.5
経済前提A	7%	2029	54%	9%	18.7	33.0
経済前提C	16%	2048	45%	24%	12.0	21.3

（注1） 試算結果は、すべて実績準拠法、名目年金額下限型の場合。

（注2） 基準ケースの諸前提は、①厚生年金の最終保険料率20%、②新人口中位推計（平成14年1月、2050年の合計特殊出生率1.39）、③経済前提B（平成20（2008）年度以降、実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.2

5%（名目賃金2.0%、物価1.0%、名目利回り3.25%）、④国庫負担割合（次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ）、⑤保険料（率）の引き上げ計画（毎年度引上げとし、引上げペースは平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする）。

（注3） 給付総額（給付現価）の調整割合は、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者も含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示す。

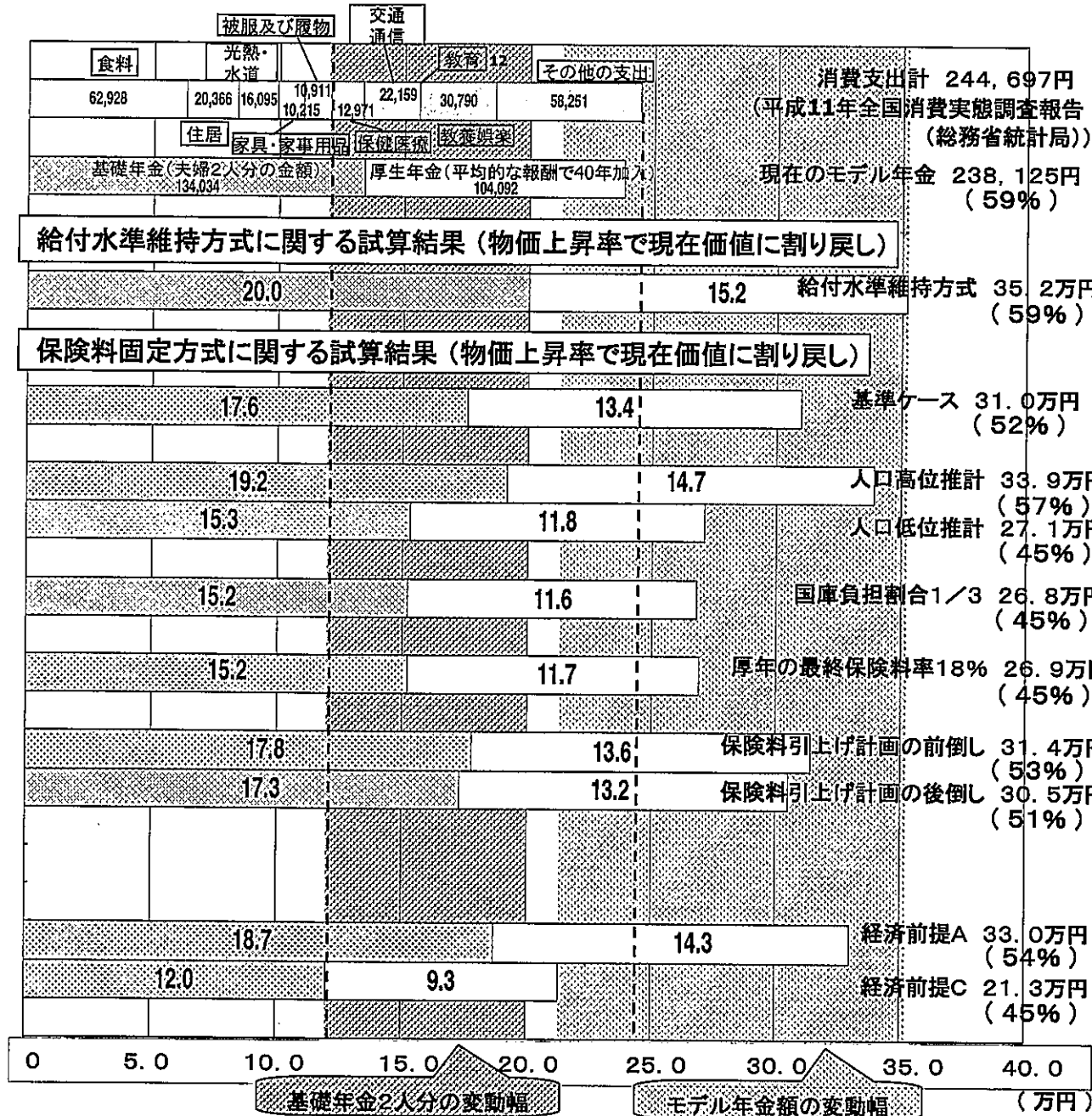
（注4） 給付水準調整期間（終了年度）は、マクロ経済スライドの適用が終了する年度。

（注5） 所得代替率は、新規裁定時のモデル年金（片働き世帯モデル）について、給付水準調整期間終了後の所得代替率（現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率）を示したものの。

（注6） 給付水準調整割合は、給付水準調整終了後の新規裁定者の給付水準が、現行の給付水準に対してどの程度調整がなされているかを示したものの。

（注7） 夫婦2人の基礎年金額及びモデル年金額（片働き世帯）それぞれについて、2050年時点での名目年金額を物価で現在価値に割り戻したものの。

高齢者世帯の生計費と年金の給付水準



※2050年時点での現役(男子)の平均手取り年収の月額換算値(物価上昇率で現在価値に割り戻したもの)(現時点で40.1万円)

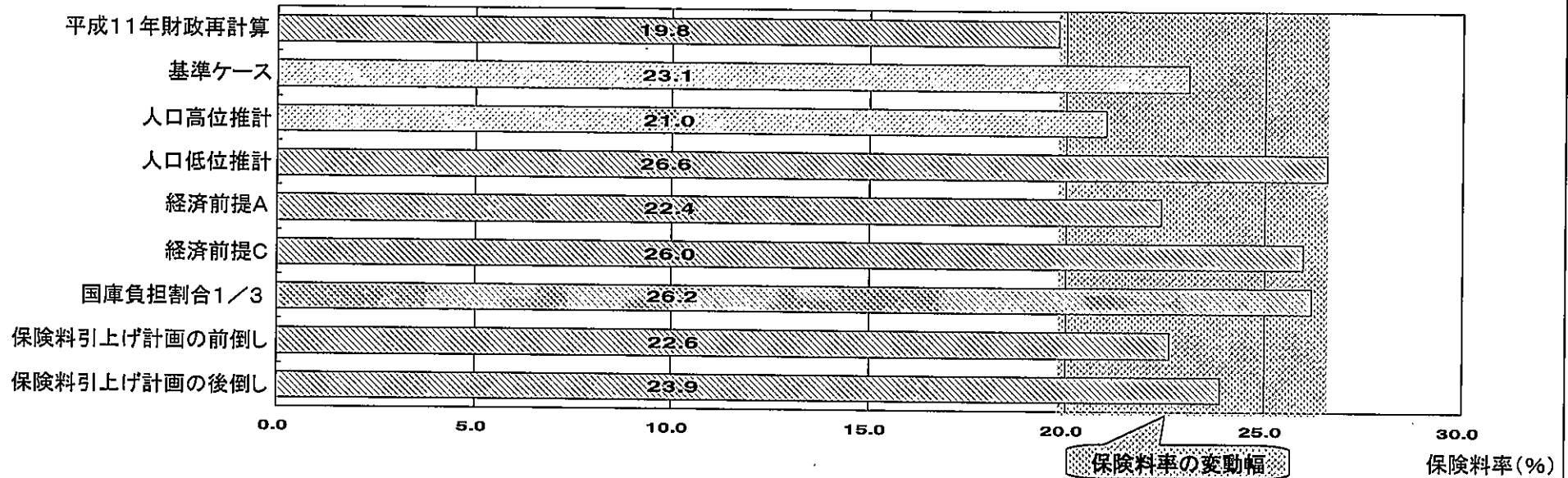
経済前提 A	経済前提 B	経済前提 C
平成20(2008)年度以降 実質賃金上昇率 1.0% 実質運用利回り 1.5%	平成20(2008)年度以降 実質賃金上昇率 1.0% 実質運用利回り 1.25%	平成20(2008)年度以降 実質賃金上昇率 0.5% 実質運用利回り 1.0%
61.5万円	59.8万円	47.7万円

(注1) 保険料固定方式に関する試算結果の年金額は、2050年時点での名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り戻したもの(カッコ内はモデル年金の所得代替率)

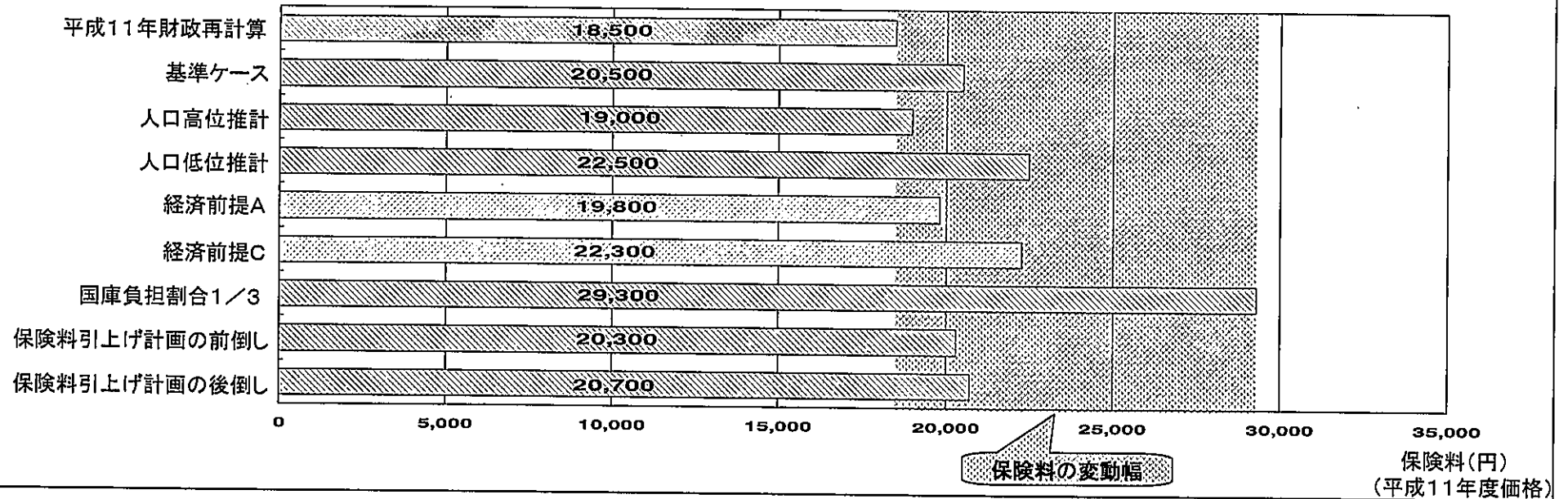
(注2) 基準ケースの諸前提は、①厚生年金の最終保険料率20%、②新人口中位推計(平成14年1月、2050年の合計特殊出生率1.39)、③経済前提B(平成20(2008)年度以降、実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%(名目賃金2.0%、物価1.0%、名目利回り3.25%))、④国庫負担割合(次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ)、⑤保険料(率)の引き上げ計画(毎年度引上げとし、引上げペースは平成11年財政再計算と5年間で引上げペースを同じとする)。

給付水準維持方式に関する試算結果

厚生年金の最終保険料率(総報酬ベース)



国民年金の最終保険料(平成11年度価格)



実績準拠法及び将来見通し平均化法（新規裁定年金に関して）

	実績準拠法	将来見通し平均化法
考え方	<p>少子化による労働力人口（被保険者数）の減少等が、<u>マクロの経済成長率や社会全体の賃金総額に現に反映し始めたときに、それに応じて自動的に給付水準の調整を行う方法。</u></p>	<p>少子化による労働力人口（被保険者数）の減少等の<u>将来に向けての変動見通しについて、その傾向の平均をあらかじめ織り込んで自動的に給付水準の調整を行う方法。</u></p>
具体例	<p>マクロ経済スライドを適用する特例期間中、新規裁定年金の年金改定率（スライド率）、即ち厚生年金の賃金再評価及び基礎年金の政策改定を、被用者の総賃金（手取りベース）の伸びの実績により行う。</p> <p>既裁定年金の改定率（スライド率）は、物価上昇率からスライド調整率を控除した率とする。</p>	<p>少子化等の社会経済情勢の変動の将来見通しに基づき設定する一定率（＝スライド調整率）を、現行の年金改定率（スライド率）から控除する。</p> <p>例えば、労働力人口や被保険者数の変動率の将来見通しに基づきスライド調整率を設定し、これを現行の年金改定率（スライド率）から控除する。</p>
論点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働力人口等の変動の<u>実績が自動的に反映される。</u> ○ <u>5年ごとの財政再計算の度に見直しを行うことは不要。</u> △ 労働力人口等の減少が本格化する<u>2025年頃から給付水準の調整度合いが大きくなる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> △ 労働力人口等の変動の<u>将来見通しが反映される。</u> △ <u>5年ごとの財政再計算の度に、労働力人口等の変動の将来見通しの変化を踏まえ、単年度当たりのスライド調整率を修正するかどうかの検証が必要。</u> ○ 労働力人口等の変動の将来見通しを足下から反映させるため、将来見通し平均化法の方が、実績準拠法と比べると、<u>足元から給付水準調整が本格化。</u>この結果、したがって、実績準拠法と比べ、マクロ経済スライドを適用するスライド特例期間（給付水準調整期間）が短くなり、また最終的な給付水準が高くなる。